平成２６年（フ）第７１号
長野県下伊那郡阿智村智里491番地41　特別養護老人ホーム阿智荘
債務者　小池　義久
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３７号
徳島県阿南市津乃峰町長浜136番地５
債務者　志田　清子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第４８号
高知県四万十市井沢23番地43
債務者　山本　次郎
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４９号
高知県四万十市下田1601番地　山本アパート２Ｆ
債務者　倉松　照美
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２８７号
大分県別府市大字鶴見397番地の20
債務者　阿部　静香
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
大分市古ケ鶴１丁目８番26号
債務者　中田　民子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
青森県つがる市木造吹原畠元25番地１
債務者　坂本るみ子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１５５７号
愛知県瀬戸市北山町80番地　キャステージ水野504
債務者　島田　高明
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
北海道小樽市富岡１丁目25番121号　コーポラス富岡313号室、前住所札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番８―509号
債務者　村田　陽介
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２９７号
石川県野々市市徳用町103街区５番　マリーナＣ棟107号
債務者　乃生奈々映
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
石川県小松市湯上町は７番地　第３山本荘２号室、従前の住所石川県小松市白山田町ロ10番地１　ＳＡＭ　ＳＱＵＡＲＥ加賀110
債務者　宮川　久美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８５号
石川県加賀市山代温泉29戊60番地１　レジデンス山代305号室
債務者　大坪　松恵
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第６２号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町矢田20番地１　ハイツ矢田Ａ―２Ｅ
債務者　渡辺　宗英
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４３号
静岡県掛川市葵町４番７号　サンシティ203
債務者　中嶋　隆広
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１３９１号
名古屋市千種区今池３丁目41番16号　ひかりコーポ202号
債務者　田中　尚登
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４３号
名古屋市東区前浪町11番11号
債務者　國司　由美
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６６号
名古屋市名東区高針原２丁目2105番地　エスポワールＨＡＲＡ205号
債務者　和田　　亮
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部